

長岡京市市民参画協働懇話会設置要綱

(目的)

第1条 長岡京市市民参画協働懇話会（以下「懇話会」という。）は、長岡京市における市民の参画と協働を推進し、社会の公共的領域を、市民と行政がともに担う地域社会の実現に向けて、基本的な考え方やしくみについて、外部有識者等の意見を聴取することを目的とする。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市政における市民参画協働を進めるための基本的な考え方やしくみに関すること。
- (2) 市政における市民参画協働に関する具体的、実践的な取組みに関すること。
- (3) その他市民参画協働に関すること。

(構成等)

第3条 懇話会は、次に掲げる委員15人以内で構成する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 市民活動団体関係者
 - (3) 公募により選出された者
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、概ね2年以内とする。ただし、再任を妨げない。なお、委員に欠員が生じた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 懇話会に会長を置くことができ、委員の互選により決定する。
- 4 前項の会長に事故があるとき又は不在のときは、あらかじめ会長が指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 懇話会の会議は、市民参画協働政策主管課の長が招集し、進行する。

ただし、会長を置いたときは、会長が会議を進行する。

- 2 懇話会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。